

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A県B市所在のC会社に採用され、同社D工場（以下「会社」という。）においてコンクリート骨材の製造業務に従事していた。

請求人によれば、平成〇年〇月頃から旧式の機械設備の故障が起り始め、上司に修理等の要望を行っていたが対応してくれなかったほか、東日本大震災後から製品の受注が増加し過重な生産ノルマを強いられたり、更に平成〇年〇月〇日に生産設備の補修について上司と話し合っているときに同僚から「早くやれよ」と言われたりしたことから、体調を崩したという。

請求人は、平成〇年〇月〇日、以前精神障害で入院したことがあるE病院に受診したところ「躁状態」と診断され、同年〇月〇日まで入院し、その後通院加療した。

請求人は、精神障害を発病したのは業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付及び休業補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだ

ものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 地方労災医員協議会精神障害等専門部会作成の平成〇年〇月〇日付け意見書によると、請求人は、平成〇年〇月中旬に、ICD-10診断ガイドラインの「F31 躁うつ病」(以下「本件疾病」という。)を発病したものとされている。当審査会としても請求人の申述等からみて、当該意見を妥当なものと判断する。

(2) ところで、精神障害の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長は、「心理的負荷による精神障害の認定基準について」(平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。)を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づいて検討する。

(3) 請求人の本件疾病発病前おおむね6か月の間における業務による心理的負荷を検討すると、次のとおりである。

(4) 請求人には、認定基準別表1の「特別な出来事」の類型に示されている「心理的負荷が極度のもの」又は「極度の長時間労働」は認められず、「特別な出来事」は見受けられない。

(5) 「特別な出来事以外」について

ア 請求人は、平成〇年〇月頃より機械が故障がちになり、以降、何度も上司

に部品調達・交換や修理の要望をしたものの、必要な対応を全くしてもらえなかったことが強い心理的負荷になった旨主張する。

この点、職場関係者らの申述等をみると、上司Fが、「(請求人からの修理の依頼については、) 部品の在庫も見た上でですが、もう少し我慢してくれとお願いすることはありました。」旨述べつつも、結局は、「修理の依頼についてはすぐにはいかないまでも対応していました。」と述べていること、また、工場長G及び同僚Hも同趣旨の申述をしていること、さらに、請求人が申し立てている設備の不具合等は認められなかったとの労働基準監督による確認結果などからみて、請求人の上記主張は認められない。ただし、当該修理の件で、請求人が、Fらともめていた状況はうかがえるため、当審査会としては、当該出来事は認定基準別表1の「上司とのトラブルがあった」(平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」)に該当するとみるのが相当であると判断するも、請求人と上司との間の対立は、周囲から客観的に認識されるような大きな対立ではなく、また、その後の業務に大きな支障を来したものではないことから、当該出来事の業務による心理的負荷の総合評価は「中」と判断する。

イ 請求人は、上記アのほか、「特殊健康診断を受診させてもらっていない」、「過重なノルマがあった」等の主張を行うが、これらの主張については、決定書理由第2の2の(2)のイ及びウに説示のとおりであり、その業務による心理的負荷の総合評価は、いずれも「弱」と判断する。

(6) したがって、請求人の本件疾病発病前おおむね6か月間における業務による心理的負荷の全体評価は「中」となり、「強」には至らず、請求人に発病した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められない。

3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。